

## 肝属郡医師会立病院再整備基本計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 令和3年3月に作成した肝属郡医師会立病院施設再整備に向けた基本構想を踏まえ、肝属郡医師会立病院再整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、肝属郡医師会立病院再整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他前号に関する必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから錦江町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 住民代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する職務が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名をする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。

### (会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、その限りでない。

- (1) 錦江町情報公開条例（平成17年錦江町条例第13号）第7条及び南大隅町情報公開条例（平成17年南大隅町条例第16号）第5条に規定する不開示情報が含まれる事項についての審議等を行う場合
- (2) 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、錦江町政策企画課において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 この要綱は、基本計画を策定した日をもって、その効力を失う。

3 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず錦江町長が招集する。